

松江市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 29 日

松江市教育委員会 教育長 青 木 佳



松江市教育委員会規則第 6 号

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市立図書館規則の一部を改正する規則

松江市立図書館規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条～第20条 略 (電子書籍の利用) <u>第21条 図書館は、電子書籍(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方法により記録された文字、映像又は音であつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされるもののうち、図書又は逐次刊行物に相当するものをいう。以下同じ。)の利用を提供することができる。</u> 2 <u>電子書籍を利用できる者は、第6条の規定に基づき利用登録を受けた者のうち、市内に居住し、又は通学する者とする。</u> 3 <u>第10条の規定にかかわらず、電子書籍の貸出冊数は1人2点以内とし、貸出期間は貸出の日の翌日から2週間以内とする。ただし、小学校、中学校及び義務教育学校を通じて一括して電子書籍の利用登録を受けた者は、この限りでない。</u> (雑則) <u>第22条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営及び資料の利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	第1条～第20条 略 (雑則) <u>第21条</u> この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営_____に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

様式第 2 号（第 6 条関係） 別紙のとおり

様式第 2 号（第 6 条関係） 別紙のとおり

<改正後>

様式第2号（第6条関係）

松江市立図書館利用申込書

（中央・島根・東出雲）

申込日	年	月	日	利用者カード番号							
フリガナ					せいねんがっぴ 生 年 月 日						
し め い 氏 名					年 月 日						
げんじゅうしょ 現 住 所	(〒 —) アパート、マンション名も記入してください。										
でんわばんごう 電話番号	自宅 — —				その他（勤務先・呼出・FAX） — —						
	携帯電話 — —										
以下、松江市以外の居住者で松江市に通学している方のみ記入してください。											
つう がく きき 通 学 先	学校名										
しよ ざい ち 所 在 地	松江市										
でんわばんごう 電話番号	— —										

大学生等、帰省先のある方は必ず記入してください。

きせいさきじゅうしょ 帰省先住所	(〒 —) 帰省先電話番号 — —
---------------------	--------------------

小学生以下の方は保護者氏名を記入してください。

フリガナ	
ほごしやしめい 保護者氏名	

- ☐運転免許証 ☐マイナンバーカード ☐健康保険の資格確認書
☐学生証 ☐その他（ ）

<改正前>

様式第2号（第6条関係）

松江市立図書館利用申込書

（中央・島根・東出雲）

申込日	年	月	利用者カード番号						
日									
フリガナ								せいねんがっぴ 生 年 月 日	
し め い 氏 名								年 月 日	
げんじゅうしょ 現 住 所	(〒 —) アパート、マンション名も記入してください。								
でんわばんごう 電話番号	自宅 — —			その他（勤務先・呼出・FAX） — —					
	携帯電話 — —								

大学生等、帰省先のある方は必ずご記入ください。

きせいさきじゅうしょ 帰省先住所	(〒 —) 帰省先電話番号 — —
---------------------	--------------------

小学生以下の方は保護者氏名を記入してください。

フリガナ	
ほごしやしめい 保護者氏名	

☐運転免許証 ☐保険証 ☐学生証 ☐その他（)

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。